

太陽光発電設備に係る申告について

太陽光発電設備は、固定資産税（家屋又は償却資産）の対象となる場合があります。以下1の「設置者及び発電規模別の課税区分」及び2の「発電に係る設備の部分別評価区分」を参考に、所有している太陽光発電設備の設置状況を確認してください。課税の対象となる場合は、償却資産の所有状況を申告していただく必要があります。

1 設置者及び発電規模別の課税区分

設置者	10kW以上の太陽光発電設備（全量売電の場合）	10kW未満の太陽光発電設備（申告対象外）
個人 （住宅用）	家屋の屋根などに経済産業省の認定を受けた太陽光発電設備を設置される場合は、売電するための事業用資産となり、発電に係る設備は 課税の対象 となります。	売電するための事業用資産とはなりませんので、償却資産としては 課税の対象外 となります。
個人 （事業用）	個人の方であっても事業の用に供している資産については、発電出力にかかわらず、償却資産として 課税の対象 となります。	
法人	事業の用に供している資産になりますので、発電出力にかかわらず、償却資産として 課税の対象 となります。	

2 発電に係る設備の部分別評価区分

太陽光パネルの設置方法	太陽光発電設備					
	太陽光パネル	架台	接続ユニット	シボワナーコンディ	表示ユニット	電力量計等
家屋に一体の建材（屋根材など）として設置	家屋	家屋	償却	償却	償却	償却
架台に乗せて屋根に設置	償却	償却	償却	償却	償却	償却
家屋以外の場所（地上や家屋の要件を満たしていない構築物など）に設置	償却	償却	償却	償却	償却	償却

※家屋：家屋として評価の対象となります。償却資産としての申告は不要です。

※償却：償却資産に該当します。償却資産として申告が必要です。

その他償却資産の対象となるもの

- ・土地の造成、フェンス、工事費等

3 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例について（太陽光発電設備に関するもの）

○対象資産

「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金」を受けて取得した太陽光発電設備

○対象取得時期

平成30年4月1日～令和6年3月31日

○特例割合

2/3（1000kW以上は3/4）

○適用期間

新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分

（例：令和5年2月取得の場合 令和6年度～令和8年度）

○添付書類

償却資産の申告書類一式に加え

・再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書（写し）

※一般社団法人環境共創イニシアチブまたは公益財団法人日本環境協会が発行したもの

・出力規模が確認できる資料（売電契約書、仕様書、見積書等）

※地方税法の改正により適用資産、期間等が変更されることがあります。